

特定非営利活動法人手賀沼トラスト会報 第11号(発行日:平成24年6月1日)

「沼のほとり」

発行責任者 遠藤織太郎(TEL:04-7182-0387) 編集責任者 國方幸生(TEL:04-7184-3385)

事務所:我孫子市白山二丁目13番5号

e-mail:info@teganuma-trust.jp

ホームページ:http://teganuma-trust.jp/



活動報告 田植え他

農事・農教室グループ

五月晴れとなった5月19日(土)、田植えを行いました。遠藤先生のお話の後、3班に分かれ、リーダーより詳細な田植えの方法を説明いただき、田植えがスタートしました。丁寧な説明を聞いたにも拘らず、実際には、等間隔にまっすぐ植えることも、1回に2本ずつ植えることも、皆さんのスピードについていくこともままならず、先生や先輩方のご指導やフォローをいただきながらなんとかこなすことができた、というのが実感です。農教室以外のところでも農事グループの方々や日暮さんがいつも気を配って下さっているからこそ、私たちのような新入生が貴重な体験をさせていただけるのだと思います。天候の都合で農教室では出来なかったプール育苗もスタッフの方々でして下さり、田植え当日には青々とした立派な健苗が箱いっぱいになっていました。ありがとうございます。

田植えの後は、早苗饗(さなぶり)の時間、これも私たちには初体験でした。早苗饗とは、田植え終了後に労をねぎらい豊作を願う宴との事。交流グループの方々が用意してくださった具だくさんの豚汁やおにぎり等の他、差し入れも有り、どれもとてもおいしかったです。また、色々な方と交流が出来、楽しく過ごすことができました。皆様これからもよろしくお願いします。そして、どうか豊作になりますように！

話は変わり、自宅でポット育苗中のニガウリが無事に発芽しました。発芽率80%というプレッシャーを感じながら、なんとか9粒中8つ芽が出てホッとしています。6月9日の植付けまで丈夫な苗に育つよう頑張ります。

5月は他に、6日(日)にスイカやナスの植付け、12日(土)は落花生の播種を行いました。どれも順調に育つように願うと共に、野菜づくりの大変さを身に染みて感じています。

(北條邦彦・淳子記)

5月19日(土)、恒例の田植えが開催され、70名を超える皆さんが集まりました。田植えもさることながら、この日の楽しみは早苗饗(さなぶり)です。早苗饗は、田植えの労をねぎらい合うと共に、今年の豊作を祈る習わしです。これがなくては、トラストの田植えとは言えません!

そんなわけで今年も交流事業グループの女性メンバーと会員有志の女性メンバーのみなさんが田植えそっちのけで、準備作業にあたってくれました。おいしいトン汁、赤米・黒米のおにぎり、お漬物などなど一人では持ち切れないほどの料理が振舞われます。ここに、日暮さんからのお赤飯も加わります。もうお腹いっぱいです。人によっては、田植え前よりも体重が増えているそうです。

今年は放射能の影響もあってか、お子さんの参加がいつもよりも少なくなっていました。それでも大勢のみなさんで賑わい、楽しい早苗饗がとりおこなわれました。これできっと今年の豊作も間違いなしです。

気持ちは早くも年末の餅つき大会に向かっています。またみんなでおいしいお餅を食べましょう!

早苗饗のお手伝いを頂いた皆さん、おいしいご飯をありがとうございました。ごちそうさまでした! (坂巻宗男記)

平成24年度 通常総会が開催されました

昨年7月12日付で成立したNPO法人手賀沼トラストの第1期の事業年度が3月31日に終了し、5月27日13時30分から、けやきプラザ9階ホールに於いて通常総会が開催されました。総会は原田理事の司会で議決権を有する正会員134名(5月27日現在)のうち、出席者46名、委任状提出者64名、合計110名の参加を得て始まり遠藤理事長の挨拶、議長選出、議事録署名人選出に続いて議案の審議に入りました。

第1号議案(平成23年度事業報告)は國方事務局長の概況報告に続いて、各グループリーダーから詳細な事業報告がありました。第2号議案(平成23年度決算)は本年4月から改正NPO法が施行されたことに伴い新しく導入されたNPO法人会計基準(平成24年度決算から適用される)に準拠して行った決算の説明がありました。決算は任意団体手賀沼トラストの解散に伴う残余財産を全額寄付金として受け入れ、経常費用を差し引いた当期の正味財産増減額は2,211,647円となり、次期に同額を繰り越すことになりました。第3号議案は関監事から理事の業務執行並びに会計処理は適正且つ正確である旨報告がありました。第1号議案から第3号議案まで関連があることから一括審議し、全員一致で承認されました。第4号議案(平成24年度事業計画)は各グループリーダー、第5号議案(平成24年度活動予算)は國方事務局長から説明があり、一括審議の結果、全員一致で承認されました。第6号議案(平成24年度安全管理方針)は國方事務局長から前年度に引続き「**会員の安全意識の向上**」を管理方針と定め、5項目の実施事項について説明があり、全員一致で承認されました。

全体を通じての質疑は「根戸新田の遊休田んぼの保全」に関する提案があり、遠藤理事長から理事会の検討事項とするとの回答がありました。また、「当法人の活動が高く評価されている。今後も会員相互の交流、絆を大切にしたい」、「案山子祭りなどの参加者を増やしたい」等々の前向きな意見や感想が出されました。

活動中の傷害事故に対する保険についての質問があり、國方事務局長から我孫子市公益活動補償制度(我孫子市民以外の参加者も対象)により傷害や賠償請求に対する補償があること、イベント等では全国社会福祉協議会のボランティア行事保険に加入していることの説明がありました。更にこれらの保険の対象にならない活動(電動器具等の動力を使用する作業)に対する保険については、損害保険会社2社に対し見積り提示を依頼中であるとの説明がありました。総会は丁寧な説明と熱心な質疑があり、予定の時間を約30分超過し15時20分に閉会しました。

司会者が原田理事から坂巻理事にバトンタッチされ懇親会に移りました。懇親会では交流事業グループと事務局の女性会員の皆さんが早朝からけやきプラザの調理室で心のこもった、美味しい料理を沢山作ってくださいました。何時ものことながら、有難く、感謝いたします。また、監事の原さんからは、この日のために、銚子の外川沖で見事に釣り上げた目鯛と沖かさごを頂きました。その他多くの方に日本各地の名酒の差入れを頂きました。懇親会は寺田副理事長の乾杯で始まり、一人ひとりがマイクを手にトラスト活動に対する思いを語り合い、和やかな雰囲気の中で懇親を深め、楽しいひと時を過ごしました。あっという間に定刻になり、杉野副理事長の三本締めでお開きになりました。

今年度は法人化後2期目、来年2月には任意団体発足後15周年を迎えます。NPO法人としては、やっとヨチヨチ歩きを始めたばかりです。会員の皆様のご協力や、私たちの活動を支援して下さる皆様のお力をお借りし、体質強化、基盤強化に努め、継続的に社会貢献を果たして行きたいと思っております。(事務局 國方記)

翌春、3群が越冬に成功した。菜の花は満開だし、沼沿いの田んぼにはレンゲも咲き乱れている。いよいよ待望の分蜂シーズン、蜂飼いにあって一番楽しく、忙しい季節である。

春になると新たな女王が誕生し、新居を求めて働き蜂を引き連れて飛び出す。巣から出た蜂は、元の巣の近くに球をなして一旦集合し、そこから新居にそろって移動するのである。遠くに飛び立たれてしまう前に捕獲しなければならない。分蜂は何度かある。1群から2回あるとして、新たに6群をゲットできる。自宅周辺にあと3群置いて、1群はトラストの見晴らし山に、1群は沼南のほうで飼いたいと言う人がいるので差し上げて、さてあと1群はどうしよう、などと例のごとく捕らぬ狸に余念がない。

初分蜂はトラストの花見の日だった。満開の桜の下、ほろ酔いの私に女房から電話。お隣のザクロの木に蜂球ができて大騒ぎになっている、早く帰って来い、とのこと。酔いも一瞬で醒めた私は、韋駄天走りに自転車を駆って自宅へ。巣箱を持って、ご近所ご一統様が遠巻きにしているザクロの木に向かう。蜂球の捕獲は初めてである。しかし、ミツバチは怖くないということをご近所の皆さんの前で

披露しなければならぬ。物の本によると、蜂球を作ったミツバチは大人しく、素手で扱える、とある。そこで、平然さをよそおって、実はおそろおそろ素手を蜂球の中にさしこんでみた。ざわざわとハチが蠢くのがこそばゆい。ほんのりと温かい。手ですくって箱に入れようとするが、球が崩れてうまく入ってくれない。じれた私が手荒くすくおうとしたとき、手の甲にちくつきた。う、やられた。がそしらぬ顔。なんとか大半を取り込むとあとはそろそろと自発的に箱に入ってくる。うまく女王が入ってくれたようだ。ね、大丈夫でしょ、ミツバチは怖くないんですよ、という顔をして、「どうもお騒がせしました」とご一統様にご挨拶。悠然と引き上げる。

この群は翌日トラストへ。見晴らし山の1等地に据えた。そして、4日後、今度は私の目の前で分蜂が始まった。無数のハチが黒い塊になって巣門から這い出してくる。次々に飛び立つや、低空で渦をまき、まるで龍がのたうつように移動していく。なんとか我が家の敷地内に、という願いをよそに、また先日のお宅へ。今度は軒先に固まり始めた。平身低頭して庭に入れてもらい、取り込んだ。この群は沼南にもらわれていった。以下次回。

改正特定非営利活動促進法について(第1回)

事務局 國方幸生

昨年6月15日に「特定非営利活動促進法(以下、NPO法という)の一部を改正する法律」が成立し、同月22日に公布され、本年4月1日から施行されました。

1. 改正の背景と経緯

平成10年12月1日にNPO法が施行され、本年3月には45,000を超えるNPO法人が誕生しております。

「新しい公共」の担い手への寄付や参画を促進する必要性が益々高まりを見せております。このような中で、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進する」ことを目的として法改正が行われました。

改正NPO法は、平成23年5月20日にそれまで休眠状態であった超党派のNPO議連役員委員会が開催され、法律の成案がまとめられ、衆院内閣委員会提出法律案として上程されました。ねじれ国会の中ではありませんでしたが、6月9日衆院本会議、6月15日参院本会議で全会一致で可決成立しました。

2. 改正法のポイント

(1) 所轄庁の変更(法第9条関係)

NPO法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事、政令指定都市の市長とされました。

(2) 活動分野の追加(法第2条及び別表関係)

法第2条別表に記載されているNPO法人の17活動

分野に加えて、下記の3つの活動分野が追加されました。

観光の振興を図る活動

農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

これら19の分野に準ずる活動として、都道府県や政令指定都市の条例で定める活動

(3) 縦覧期間中の補正

申請書類中に軽微な不備に係る事項として条例で定める事項があった場合は、所轄庁が認証申請書を受理した日から1ヶ月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正を認めるものとされました。

(4) 認証審査期間の柔軟化(法第12条第2項関係)

所轄庁は認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2ヶ月以内で条例で定める期間とすることが出来るものとされた。(千葉県では、1ヶ月以内とする努力義務規定がある)

(5) 定款変更の際の届出のみで足りる事項(役員の定数等)の拡大(法第25条第3項関係)

(6) 社員総会決議の省略(法第14条の9第1項)

社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができるものとされました。(今回は「制度の信頼性確保の観点から改正された事項」について)

5月度 活動報告

活動日	時間	区分	参加者	活動内容	担当部門
4/30	月 10:00	会議	5名	平成23年度 業務・会計監査	事務局
5/4	金 8:30	農教室	16名	水稲の育苗用プール設置	農事・農教室
5/6	日 8:30		50名	田んぼ管理: 畦の除草、整地	環境保全 G
	8:30			スイカ、ナス植付け、ジャガイモ芽欠き、田植え準備	農事・農教室
	13:30			事務局会議、総会資料、会報印刷発送準備	事務局
5/12	土 8:30		4名	ミカン山: 除草、添え木の取替え	環境保全 G
			50名	ラッカセイ、トウモロコシ播種、ミニカボチャ定植、残渣置場設営	農事・農教室
			6名	交流事業グループ打合せ(けやきプラザ 10F)	交流事業 G
5/13	日 9:00	農教室	14名	特別コース: ハーブ栽培説明会	農事・農教室
5/18	金 9:00	合同		田植え準備	環境・農事
5/19	土 8:30	合同	71名	田植え、早苗饗	全グループ
5/23	水 9:00	竹教室	6名	ランチョンマット制作	環境保全 G

6月～7月度 活動計画

活動日	時間	区分	参加者	活動内容	担当部門
6/2	土 9:00	農特別		なでしこ会: ハーブ播種	農事・農教室
6/3	日 8:30	定例		ハス田管理(除草)、	環境保全 G
6/9	土 8:30	農教室		ゴマ播種、サツマイモ、ニガウリ、ヘチマ定植	農事・農教室
6/17	日 8:30	定例		根戸城址・金塚古墳公道整備	環境保全 G
6/23	土 8:30	農教室		夏野菜管理作業(除草・追肥・培土)	農事・農教室
6/27	水 9:00	竹教室			環境保全 G
6/30	土 9:00	農特別		茨城大学農学部農場、有機栽培、自然栽培農家見学	農事・農教室
7/1	日 8:30	定例 農教室		根戸城址、ミカン山除草	環境保全 G
	8:30			夏野菜管理作業(除草・追肥・培土)	農事・農教室
7/7	土 8:30	農教室		ジャガイモ、ニンジン収穫、ネギ定植、カレーパーティー	農事・農教室
7/14	土 8:30	合同		案山子制作(雨天の場合は翌日に順延)	交流事業 G
7/15	日 8:30	定例		根戸城址、金塚古墳公道整備	環境保全 G
7/21	土 8:30	農教室		スイカ、ニガウリ収穫、圃場管理作業	農事・農教室
7/25	水 9:00	竹教室			環境保全 G
7/28	土 8:30	農教室		トウモロコシ、ニガウリ、ナス、スイカ収穫、空間放射線量測定(第2回)	農事・農教室

お問い合わせ: TEL: 04 - 7184 - 3385 (國方)、緊急連絡: HP の「お知らせ」テロップをご覧ください。
本号から「合同活動」と「農教室」に網かけをしました。

「トラストなでしこ会」が発足!

5月13日(日) 特別コースの空きスペースを利用してハーブの栽培に挑戦するグループが発足し、キックオフミーティングが行われました。会のニックネームは参加した皆さんの合意で「トラストなでしこ会」としました。

目的: ハーブを楽しむこと(料理、ハーブティ、ハーブクラフト、ハーブ染め等など)。何れは商品化して活動資金の一助に。

進め方: 農教室開講日に作業。ハーブ園の見学も。

責任者: 浅妻農事・農教室グループリーダー

栽培指導: 遠藤先生、世話人: 國方

参加ご希望の方は浅妻又は國方へご連絡を。

編集後記

法人化後第1回の通常総会が無事終了しました。3月末の認証 NPO 法人数は全国で約 45,000 法人、千葉県で約 1,700 法人あります。その中で私たちは最も規模の小さい法人です。新潟の朱鷺同様、巢立ったばかり、先行き困難が多いと思われそうですが、会員の皆さんの協力を得て、着実に基盤強化を計っていきたいと思います。

田植えも終わり、夏野菜の生育も旺盛になってきました。最初の収穫はジャガイモ、順調に育っているようです。一方では、樹林地の管理が忙しくなります。梅雨入りも近くなりました。もうすぐハスの花が咲きます。楽しみです。(國方記)